

## 広島県告示第七百九十一号

広島県統計調査条例（平成二十一年広島県条例第七号）第二条第一項に規定する県統計調査を次のとおり実施する。

令和六年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行う者の名称

広島県（株式会社帝国データバンク広島支店に委託して実施）

二 調査の名称

DX等に係る企業実態調査

三 調査の目的

広島県を行うDX推進に向けた取組の評価及び今後の施策検討に活用するため、県内企業のDXに対する認識や取組状況を把握することを目的とする。

四 調査対象の範囲

広島県全域

五 報告を求める事項

DXの認識及び取組状況、デジタル人材の確保に係る状況

六 報告を求める事項の基準となる期日又は期間

令和六年九月二日から令和六年九月二十七日まで

七 報告を求める者

広島県内の法人 五千社（無作為抽出による）

八 報告を求めるために用いる方法

郵送により調査票を配布。郵送、ファクシミリまたはウェブ回答フォームにより回答を回収。

九 報告を求める期間

1 調査の周期

不定期

2 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和六年九月二日から令和六年九月二十七日まで